

新	旧
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第5条 職員には、1年を通じて20日（地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）（以下「短時間勤務職員」と総称する。）にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）以内の年次有給休暇を与える。</p> <p>2 省略</p> <p>(子の看護の際の休暇)</p> <p>第8条の2 職員の養育している子（人事委員会規則で定める子に限る。）で負傷し、又は疾病にかかっているものをその職員が看護する必要があると任命権者が認定したときは、1年を通じて5日 _____ 以内</p> <p>の期間中は、有給休暇とすることができる。</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第11条 職員の勤務時間は、1週間について40時間（再任用短時間勤務職員にあつては16時間から32時間まで、任期付短時間勤務職員にあつては32時間までの範囲内で任命権者が定める時間。以下この項において同じ。）とする。ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、1週間当たり40時間とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 日曜日及び土曜日（短時間勤務職員 _____ にあつては、これらの日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において職員ごとに任命権者が定める日）は、週休日とし、前2項の勤務時間は、人</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第5条 職員には、1年を通じて20日（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める _____ 職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。） _____</p> <p>_____ にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）以内の年次有給休暇を与える。</p> <p>2 省略</p> <p>(子の看護の際の休暇)</p> <p>第8条の2 職員の養育している子（人事委員会規則で定める子に限る。）で負傷し、又は疾病にかかっているものをその職員が看護する必要があると任命権者が認定したときは、1年を通じて5日（再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）以内の期間中は、有給休暇とすることができる。</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第11条 職員の勤務時間は、1週間について40時間（再任用短時間勤務職員にあつては、16時間から _____ 32時間までの範囲内で任命権者が定める時間。以下この項において同じ。）とする。ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、1週間当たり40時間とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 日曜日及び土曜日（再任用短時間勤務職員にあつては、これらの日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において職員ごとに任命権者が定める日）は、週休日とし、前2項の勤務時間は、人</p>

新	旧
<p>事委員会規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間(短時間勤務職員 _____ にあつては、1週間ごとの期間)において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、人事委員会規則で定める期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合に限り、人事委員会規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。</p> <p>4 任命権者は、職員に前項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(同項本文の規定により短時間勤務職員 _____ 以外の職員について勤務時間が割り振られた日のその職員の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>(非常勤職員の勤務時間)</p> <p>第16条 非常勤職員(短時間勤務職員 _____ を除く。)の勤務時間は、人事委員会の定める基準に従い任命権者が定める。</p>	<p>事委員会規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間(再任用短時間勤務職員 _____ にあつては、1週間ごとの期間)において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、人事委員会規則で定める期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合に限り、人事委員会規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。</p> <p>4 任命権者は、職員に前項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(同項本文の規定により再任用短時間勤務職員 _____ 以外の職員について勤務時間が割り振られた日のその職員の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>(非常勤職員の勤務時間)</p> <p>第16条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員 _____ を除く。)の勤務時間は、人事委員会の定める基準に従い任命権者が定める。</p>

職員の給与に関する条例(昭和26年11月16日条例第57号)の一部改正

第2条に係る部分

新	旧
<p>第4条の2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員 _____ 」という。)の給料月額は、前条 _____ の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号。以下「職員勤務時間等条例」という。)</p>	<p>第4条の2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員 _____ 」という。)の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号。以下「職員勤務時間等条例」という。)</p>

新	旧
<p>) 第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 (通勤手当) 第10条 省略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（<u>短時間勤務職員</u> のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～ト 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>3～9 省略</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 <u>短時間勤務職員</u> が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務（人事委員会規則で定める勤務を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 省略</p> <p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第19条の5 第8条、第9条、第9条の3、第9条の5、第10条の</p>	<p>) 第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する再任用短時間勤務職員 _____ 以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 (通勤手当) 第10条 省略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（<u>再任用短時間勤務職員</u> のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～ト 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>3～9 省略</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u> が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務（人事委員会規則で定める勤務を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 省略</p> <p>(再任用職員 _____ についての適用除外)</p> <p>第19条の5 第8条、第9条、第9条の3、第9条の5、第10条の</p>

新	旧
<p>2、第11条の2、第11条の3及び第18条の4の規定は、再任用職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p> <p>（給与の特例）</p> <p>第20条 臨時又は非常勤の職（短時間勤務職員を除外。）の給与については、この条例の規定にかかわらず、予算の範囲内において、別に任命権者が定める。</p>	<p>2、第11条の2、第11条の3及び第18条の4の規定は、再任用職員には</p> <hr/> <p>適用しない。</p> <p>（給与の特例）</p> <p>第20条 臨時又は非常勤の職（再任用短時間勤務職員を除外。）の給与については、この条例の規定にかかわらず、予算の範囲内において、別に任命権者が定める。</p>

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年8月4日条例第29号）の一部改正 第3条に係る部分

新	旧
<p>（短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当の額の特例）</p> <p>第64条の4 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</p> <hr/> <p>に支給する特殊勤務手当（月額で支給する手当（第17条に規定する手当を除く。）に限る。）の額は、この条例の規定にかかわらず、この条例に規定する額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た額を乗じて得た額の範囲内で人事委員会が定める額とする。</p>	<p>（再任用短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当の額の特例）</p> <p>第64条の4 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下この条において「再任用短時間勤務職員」という。）に支給する特殊勤務手当（月額で支給する手当（第17条に規定する手当を除く。）に限る。）の額は、この条例の規定にかかわらず、この条例に規定する額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する再任用短時間勤務職員</p> <hr/> <p>以外の職員の勤務時間で除して得た額を乗じて得た額の範囲内で人事委員会が定める額とする。</p>

教育職員の給与に関する条例（昭和27年8月4日条例第30号）の一部改正 第4条に係る部分

新	旧
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「教育職員」とは、公立学校の校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、講師（大学に勤務する者以外の者で常時勤務のもの及び第7条の2第2項に規定する短時間勤務教</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「教育職員」とは、公立学校の校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、講師（大学に勤務する者以外の者で常時勤務のもの及び第7条の2第2項に規定する再任用短時間</p>

新	旧
<p>育職員 _____ であるものに限る。)、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員のうち、愛媛県においてその給与を支給している者をいう。 (再任用教育職員等の給料月額)</p> <p>第7条の2 省略</p> <p>2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員(以下「<u>短時間勤務教育職員</u> _____」という。)の給料月額は、第5条から前条まで及び前項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号。以下「<u>教育職員勤務時間等条例</u>」という。)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 (再任用教育職員等についての適用除外)</p> <p>第19条の5 第12条の2、第12条の3及び第17条の5の規定は、再任用教育職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第4条の規定により任期を定めて採用された教育職員には、適用しない。</p>	<p>勤務教育職員であるものに限る。)、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員のうち、愛媛県においてその給与を支給している者をいう。 (再任用教育職員 _____ の給料月額)</p> <p>第7条の2 省略</p> <p>2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員(以下「<u>再任用短時間勤務教育職員</u>」という。)の給料月額は、前項 _____ の規定にかかわらず、同項の _____ 規定による給料月額に、教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号。以下「<u>教育職員勤務時間等条例</u>」という。)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する再任用短時間勤務教育職員 _____ 以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 (再任用教育職員 _____ についての適用除外)</p> <p>第19条の5 第12条の2、第12条の3及び第17条の5の規定は、再任用教育職員には _____ _____ 適用しない。</p>

教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年8月4日条例第31号)の一部改正 第5条に係る部分

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「教育職員」とは、公立学校の校長、教頭、教諭、助教諭、講師(大学に勤務する者以外の者で常時勤務のもの及び第6条第1項に規定する<u>短時間勤務教育職員</u> _____ であるものに限る。)、養護教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。 (年次有給休暇)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「教育職員」とは、公立学校の校長、教頭、教諭、助教諭、講師(大学に勤務する者以外の者で常時勤務のもの)及び第6条第1項に規定する再任用短時間勤務教育職員であるものに限る。)、養護教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。 (年次有給休暇)</p>

新	旧
<p>第6条 教育職員には、1年を通じて20日（地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された教育職員（以下「再任用短時間勤務教育職員」という。）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された教育職員（以下「任期付短時間勤務教育職員」という。）（以下「短時間勤務教育職員」と総称する。）にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）以内の年次有給休暇を与える。</p> <p>2 省略 （子の看護の際の休暇）</p> <p>第9条の2 教育職員の養育している子（人事委員会規則で定める子に限る。）で負傷し、又は疾病にかかっているものをその職員が看護する必要があると任命権者が認定したときは、1年を通じて5日_____</p> <p>_____以内の期間中は、有給休暇とすることができる。 （勤務時間）</p> <p>第11条 教育職員の勤務時間は、1週間について40時間（再任用短時間勤務教育職員にあつては16時間から32時間まで、任期付短時間勤務教育職員にあつては32時間までの範囲内で任命権者が定める時間。以下この項において同じ。）とする。ただし、特別の勤務に従事する教育職員の勤務時間は、1週間当たり40時間とする。</p> <p>2 日曜日及び土曜日（短時間勤務教育職員_____にあつては、これらの日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において教育職員ごとに任命権者が定める日）は、週休日とし、前項の勤務時間は、人事委員会規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間（短時間勤務教育職員_____にあつては、1週間ごとの期間）において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、任命権者は、特別の勤務に従事する教育職員については、</p>	<p>第6条 教育職員には、1年を通じて20日（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める_____教育職員（以下「再任用短時間勤務教育職員」という。）_____</p> <p>_____にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）以内の年次有給休暇を与える。</p> <p>2 省略 （子の看護の際の休暇）</p> <p>第9条の2 教育職員の養育している子（人事委員会規則で定める子に限る。）で負傷し、又は疾病にかかっているものをその職員が看護する必要があると任命権者が認定したときは、1年を通じて5日（再任用短時間勤務教育職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）以内の期間中は、有給休暇とすることができる。 （勤務時間）</p> <p>第11条 教育職員の勤務時間は、1週間について40時間（再任用短時間勤務教育職員にあつては、16時間から_____32時間までの範囲内で任命権者が定める時間。以下この項において同じ。）とする。ただし、特別の勤務に従事する教育職員の勤務時間は、1週間当たり40時間とする。</p> <p>2 日曜日及び土曜日（再任用短時間勤務教育職員にあつては、これらの日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において教育職員ごとに任命権者が定める日）は、週休日とし、前項の勤務時間は、人事委員会規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間（再任用短時間勤務教育職員にあつては、1週間ごとの期間）において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、任命権者は、特別の勤務に従事する教育職員については、</p>

新	旧
<p>人事委員会規則で定める期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合に限り、人事委員会規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。</p> <p>3 任命権者は、教育職員に前項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（同項本文の規定により短時間勤務教育職員_____以外の教育職員について勤務時間が割り振られた日のその教育職員の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p>	<p>人事委員会規則で定める期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合に限り、人事委員会規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。</p> <p>3 任命権者は、教育職員に前項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（同項本文の規定により再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員について勤務時間が割り振られた日のその教育職員の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p>

技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年12月25日条例第50号）の一部改正

第6条に係る部分

新	旧
<p>（給与の減額）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 職員が育児部分休業（当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を減額した給与を支給する。</p> <p>3 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が当該職員に係る定年退職日（職</p>	<p>（給与の減額）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 職員が部分休業_____（当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を減額した給与を支給する。</p>

新	旧
<p><u>員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第2条第1項に規定する定年退職日をいう。）から5年さかのぼつた日後の日で当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する調整手当及び知事が定める手当の月額の合計額を減額した給与を支給する。</u></p> <p>（再任用職員等についての適用除外）</p> <p>第14条の2 第4条、第4条の3、第5条の2、第6条の2及び前条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p>	<p>（再任用職員）についての適用除外）</p> <p>第14条の2 第4条、第4条の3、第5条の2、第6条の2及び前条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には</p> <p>_____</p> <p>_____適用しない。</p>

愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年12月20日条例第38号）の一部改正 第7条に係る部分

新	旧
<p>（給与の減額）</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 職員が<u>育児部分休業</u>（当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 職員が<u>修学部分休業</u>（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は<u>高齢者部分休業</u>（当該職員が当該職員に係る定年退職日（職員 の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第2条第1項に規定する定年退職日をいう。）から5年さかのぼつた日後の</p>	<p>（給与の減額）</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 職員が<u>部分休業</u>（当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

新	旧
<p>日で当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する調整手当及び管理職手当並びに初任給調整手当並びに管理者が定める手当の月額の合計額を減額した給与を支給する。</p> <p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第21条 第5条、第6条、第6条の2(医師に係る部分に限る。)、第6条の3、第7条の2、第9条及び第16条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p>	<p>(再任用職員)についての適用除外)</p> <p>第21条 第5条、第6条、第6条の2(医師に係る部分に限る。)、第6条の3、第7条の2、第9条及び第16条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には</p> <p>適用しない。</p>

一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年3月18日条例第1号)の一部改正 第8条に係る部分

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。)の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の任期を定めた採用)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項並びに第5条第1項</p> <p>、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。)の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任期)を定めた採用)</p>

新	旧
<p>第2条 省略 2 省略</p> <p>第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務 (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務</p> <p>2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。 (短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認又は許可を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p>	<p>第2条 省略 2 省略</p>

新	旧
<p>(1) <u>地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認</u></p> <p>(2) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第9条第1項の規定による承認</u></p> <p>(3) <u>職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第3条第3項の規定による許可</u></p> <p>(4) <u>教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）第4条第3項の規定による許可（任期の特例）</u></p> <p><u>第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により前2条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合でこれらの規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。</u> （任期の更新）</p> <p><u>第6条 任命権者は、法第7条第1項及び第2項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>第7条 省略</u> （職員の給与の支給に関する条例等の適用除外等）</p> <p><u>第8条 省略</u></p> <p><u>2・3 省略</u></p> <p><u>4 職員の給与に関する条例第4条第6項から第9項までの規定及び教育職員の給与に関する条例第7条の規定は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）第1条の技能労務職員を除く。）には、適用しない。</u></p> <p><u>第9条～第11条 省略</u></p>	<p>（任期の更新）</p> <p><u>第3条 任命権者は、法第5条第1項_____の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>第4条 省略</u> （職員の給与の支給に関する条例等の適用除外等）</p> <p><u>第5条 省略</u></p> <p><u>2・3 省略</u></p> <p><u>第6条～第8条 省略</u></p>